

# 京葉少年野球連盟規約

【平成15年3月3日制定】

【平成30年3月17日改定】

(改定箇所)

## 第1章 名称及び本部

第1条: 本連盟は、京葉少年野球連盟と称する。

第2条: 本連盟の本部を理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条: 本連盟は、千葉県内に存在する少年で編成された少年野球チームを統括し、野球を通じてスポーツマンシップに基づいたフェアプレーの精神を養い、少年の健全な育成と体力の増進を図り、また指導者の育成とクラブの交流と親睦を通じて相互の向上と発展を図ることを目的とする。

第4条: 本連盟は前項の目的を達成するために次の事業をおこなう。

- 1、加盟クラブの野球大会の企画及び実施。
- 2、加盟クラブの指導及び助成。
- 3、少年野球技術の向上のための講習会の実施。
- 4、その他連盟の目的達成に必要な事項。

## 第3章 組織

第5条: 本連盟は、千葉県内に存在し 本目的に賛同するクラブで組織する。

第6条: 本連盟に加盟申請したクラブは、本連盟の規約及び大会運営規定の遵守を約したうえ総会または抽選会での承認を得て、その効力を発する。

## 第4章 選手資格及び登録

第7条: 本連盟に登録される選手及び指導者は心身堅固にして、他の模範となる野球愛好の少年並びに指導者とする。

第8条: 本連盟に登録するクラブは次の規定を遵守する義務を負う。

- 1、クラブ名称・代表者・事務局・登録審判員・選手の登録(大会毎登録)を届けでること。
- 2、登録選手に変更ある場合は変更登録すること。
- 3、登録選手及び指導者等は全員スポーツ安全保険に加入すること。
- 4、年会費及び大会参加費等の運営に必要な経費を納入すること。
- 5、クラブより不参加の申し出があった場合それを認め、期間中の会費は免除とする。連盟の行事に一年間まったく不参加の場合、次年度も同様な場合は退会扱いとする。ただし その後 陣容が整った場合の再加盟は認める。
- 6、部員数減少による合同チームとしての参加は、「合同チームの取り扱い」に準拠する。

第9条: 本連盟に登録するクラブが以下の規定に該当したときは、資格を失う。年会費及び大会参加費は、いかなる理由を問わず返還しない。

- 1、脱会の申し出をおこない その承認があったとき。
- 2、本連盟の規定に反する行為があったとき。
- 3、大会参加申し込み後 出場辞退のとき。

## 第5章 役員

第10条: 本連盟には、次の役員を置き任期は2年とする。再任は妨げない。

- 1、会長 1名
- 2、副会長 若干名
- 3、理事長 1名
- 4、副理事長 若干名
- 5、常任理事 若干名
- 6、理事 若干名
- 7、事務局長 1名
- 8、会計部長 1名
- 9、監査役 2名
- 10、審判部長 1名
- 11、審判部副部長 若干名
- 12、式典部長 1名
- 13、システム部長 1名
- 14、広報部長 1名

第11条 役員は総会において選出する。

第12条 役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は、本連盟を代表し連盟を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し会長に事故ある場合時はその職務を代行する。
- 3、理事長は、理事を代表し常任理事とともに常時連盟事業の企画遂行にあたる。
- 4、副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故のある時はその職務を代行する。
- 5、常任理事は、理事長と共に常時連盟の企画執行にあたる。
- 6、理事は、理事会を組織し連盟事業の計画運営実行にあたる。
- 7、事務局長は、常任理事としての任務を遂行するとともに、連盟記録の保持・事務連絡業務 その他連盟の総務・庶務業務をおこなう。
- 8、会計部長は、連盟会費一切の会計業務をおこなう。
- 9、監査役は、会計に関する事項はもとより、連盟事業全般にわた

- り連盟本来の目的に沿うべく機能していることを監査する。
- 10、審判部長は、審判部副部長及び指導審判員を構成し連盟主催大会の進行をおこなう。
  - 11、審判部副部長は、審判部長を補佐し連盟主催大会の進行をおこなう。
  - 12、式典部長は、連盟各事業の開会式・閉会式等の企画・運営を指揮する。
  - 13、システム部長は、各種連絡、情報共有において電子化を推進する。
  - 14、広報部長は、連盟各事業の広報を把握する。

## 第6条 会 議

- 第13条 総会は、本連盟の最高決議機関であり、登録各クラブの代表者及役員をもって構成する。総会は、毎年春 理事長が召集し、次の事項を府議決定する。
- 1、本年度の事業報告及び会計報告の件
  - 2、新年度の事業計画及び会計予算の件
  - 3、役員選任の件
  - 4、規約変更の件
  - 5、その他必要な件
- 第14条 理事会は、役員(会長・副会長・理事長・副理事長・理事・事務局長・会計部長・監査役・審判部部長)で構成し、本規約で規定された事項及び総会にて議決された事項・常任理事会より委託された事項を審議遂行する。理事会は、理事長が必要と認めた場合召集し 議長となる。
- 第15条 常任理事会は、常任理事で構成する。常任理事会は本規約で規定された事項及び総会で議決された事項を審議し、理事会の議決を要するものは理事会に委託する。常任理事会は、理事長が召集し議長になる。
- 第16条 本連盟の目的遂行にあたり必要ある時は理事会の決議により 臨時に総会を開くことができる。

第 17 条 総会・常任理事会・理事会は構成員の過半数の出席によって成立し  
議事は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長  
が決定する。会議欠席の者は委任状をもって議決権を代行する事  
ができる。これをおこなわない者は、その議決に異議を申し立  
てる事が出来ない。

## 第 7 章 会 計

第 18 条 本連盟の会計年度は、3 月より始まり次年度 2 月までとする。

第 19 条 本連盟の経費は下記より補う。

- 1、年会費
- 2、大会参加費
- 3、寄付金
- 4、その他

## 第 8 章 主催大会及び行事

第 20 条 本連盟は、下記の大会及び行事を実施する。

- 1、春季大会
- 2、教育リーグ
- 3、秋季大会
- 4、卒部記念大会
- 5、審判講習会
- 6、その他 総会で決議された大会及び行事

第 21 条 本連盟の競技運営については、別途大会運営規定をもうける。

第 22 条 大会及び行事期間中に発生した事故について、連盟は応急手当をする

ほかは一切の責任をもたない。

- 第 23 条 大会及び行事の円滑な運営・進行を計るため、実行委員会を組織し以下の者が任につく。
- 1、理事長・副理事長・大会委員長・大会副委員長・理事・事務局長・審判部長・審判部副部長・指導審判員
  - 2、連盟が委託した人

- 第 24 条 大会委員長・大会実行委員・事務局長・指導審判は、大会及び行事を通じて次の業務をおこなう。
- 1、大会委員長は、試合日程の調整をおこなうとともに期間中の諸問題処理など一切の責任と権限をもつ。
  - 2、大会実行委員は、球場責任者としてチーム集合の確認・試合結果の報告・試合のスムーズな進行・トラブル処理などおこなう。
  - 3、事務局長は、加盟チーム及び対外関係先へのスムーズな連絡をおこなう。）
  - 4、指導審判員は、球場の設営・審判員の配置・メンバーチェックなどを指揮監督し、大会委員と共に試合のスムーズな進行・トラブル防止に努める

- 第 25 条 春季大会で優秀な成績をおさめたチームは、くりくり少年野球選手権大会に千葉代表として推薦する。

## 第 9 条 慶弔規定

- 第 26 条 下記の事項について慶弔する。
- 1、対象は、連盟役員及びチーム代表本人及びその妻とする。
  - 2、慶弔金は 3,000 円とする。
  - 3、特別な事情の場合は、常任理事会にて審議し遂行する。

## 第 10 章 顧問など

第 27 条 本連盟の諸間についてご支援いただくため、顧問などを置くことができる。

## 第 11 条 附 則

第 28 条 本連盟の大会運営については、別途大会運営規定を設ける。

第 29 条 本規約執行上必要となる細則は 理事会でこれを定める。

第 30 条 本規約は平成 30 年 3 月 17 日より施行する。